

# NEWS

～ 平成 23 年 12 月

## 岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

社会保険労務士 岡 忠之

社会保険労務士 岡 健治

社会保険労務士 吉岡武史

社会保険労務士 久保谷有希

横浜市港北区新横浜 2-3-8 KDX 新横浜ビル 8F

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

### 今号のお知らせ 「健康保険の被扶養者」と「所得税の扶養親族」の違い

一口に「扶養」といっても、健康保険と所得税では基準が違ったり、収入として計算するもの・しないものがあるなど、なかなか難しいものです。

特に年末調整の時には、「扶養」のある方が「扶養控除申告書」を会社に提出する時「どのくらいの収入までなら「扶養」となるのか？」と迷われる方も多いと思います。

一般的に「扶養」とは「健康保険法の被扶養者」と「所得税法の扶養親族・控除対象配偶者」をいいますが、両者の定義は異なり、必ずしも一致するものではありません。今回は「健康保険の被扶養者」と「所得税の扶養親族」の違いについてお知らせいたします。

※この NEWS は平成 16 年に発信したのですが、新たな制度等の事を追加記載いたしました。

### ■ 「所得」と「収入」 範囲の違い

- 【所得税の扶養親族、控除対象配偶者】の所得要件は、対象となる人の  
→ 合計所得金額が 38 万円以下です。

- 【健康保険の被扶養者】の収入要件は、対象となる人の  
→ 年収が 130 万円（障害者と 60 歳以上の方は 180 万円）未満です。

#### 所得税の扶養親族、控除対象配偶者について

所得税の扶養親族等の所得 38 万円以下というのは【所得】で判断します。給与所得の方は給与所得控除後の額が 38 万円以下の場合です。ここでいう「給与所得控除」は最低でも 65 万円あります。配偶者の給与収入を年間 103 万円以下に抑制する例が多いのは、年収 103 万円の方は給与所得控除が 65 万円あり、給与所得控除後の額は、収入額 103 万円－給与所得控除 65 万円＝38 万円となり所得税の扶養親族、控除対象配偶者に該当するからです。

老齢年金等受給者の方の【所得】は、年金の収入総額から「公的年金等控除額」（60 歳～65 歳未満は最低でも 70 万円、65 歳以上は最低でも 120 万円）を控除した後の額で判断されます。なお、遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等は非課税ですので、他の所得が 38 万円以下であれば扶養親族等の収入要件に該当します。

※平成 23 年から年少扶養に対する扶養控除が廃止となりました。最終頁をご参考下さい。

#### 健康保険の被扶養者について

健康保険の被扶養者の年収 130 万円未満というのは、【収入】総額で判断します。給与の方は給与の総額、年金の方は年金の収入総額が基準となります。収入総額には所得税の場合と異なり、非課税である遺族年金、障害年金、雇用保険給付も総額に含めます。

#### ▲こんな例

遺族年金、障害年金の受給者で、年金額が 130 万円以上（障害者と 60 歳以上の方は 180 万円以上）受給されている方は、収入総額で判断する健康保険の被扶養者には該当しませんが、遺族年金、障害年金は非課税ですので、他に収入の無い方は「所得が 0」となり、所得税法の扶養親族等に収入要件で該当します。

一方、老齢年金額 160 万円、他に収入の無い 60 歳～65 歳未満の方は、収入要件で健康保険の被扶養者に該当しますが、「所得」を計算すると、老齢年金額 160 万円－公的年金等控除額 77 万 5 千円＝所得 82 万 5 千円（=38 万円超）となりますので所得税の扶養親族の収入要件からは外れることとなります。

### ■【所得】と【収入】 判断する期間の違い

○所得税の扶養親族等を判断する【所得】は 1 月～12 月の年単位で判断します。

○健康保険の被扶養者を判断する【年収】は将来の見込みにより行います。

#### 所得税の扶養親族等

【所得】金額は、その年の 1 月～12 月までの確定する金額で判断します。

年の途中で退職した方は 1 月から退職時までの【所得】額、年の途中で就職した方は就職時から 12 月までの【所得】額により所得税の扶養親族に該当する、該当しない、を判断します。

#### 健康保険の被扶養者

【収入】金額は、過去の収入実績にかかわらず今後の収入見込みにより判断します。従前に高額な給与を受けていた方や家賃収入などがあった方でも、退職や何らかの理由により今後の収入見込みが年間 130 万円（60 歳超と障害者は 180 万円）未満の方は健康保険の被扶養者に収入要件で該当します。なお、前述の通り、雇用保険等の非課税給付については、【収入】見込額に含まれるため、退職後に一定額以上の雇用保険を受給する方については、雇用保険受給期間中は健康保険の被扶養者要件から外れます。

#### ▲こんな例

会社を退職後に雇用保険失業給付を受けている方は、失業保険受給期間中は健康保険の被扶養者とはなれません（失業保険の金額が一定額以下の方を除く）が、所得税の扶養親族等は年間単位の所得で判断しますので、年初等に退職なさった方はその年の扶養親族等に該当するかもしれません。1 月から退職時までの給与額等をチェックしてみましょう。

一方、土地、建物の売買に伴う多額の譲渡所得や、多額の一時所得があった方は、その所得が発生した年の所得税扶養親族等には該当しませんが、健康保険の被扶養者は将来の見込額で判断することから、他の収入が一定以下であれば健康保険の被扶養者には該当します。

▼下記はそれぞれの収入要件を満たした場合で、雇用保険失業給付の給付制限～給付中に至るまでの扶養の取扱い方です。

	失業保険 給付制限期間中	失業保険 受給中
健康保険	被扶養者となる ※健保組合は組合により異なる	被扶養者とならない (失業保険の金額により手続可能) ※健保組合は組合により異なる
厚生年金 (国民年金第三号被保険者)	被扶養者(国民年金第三号被保険者)となる	被扶養者(国民年金第三号被保険者)とならない (失業保険の金額により手続可能)
所得税	扶養親族、控除対象配偶者となる (1月～12月までの所得が 38万以下の場合に限る)	扶養親族、控除対象配偶者となる (1月～12月までの所得が 38万以下の場合に限る)

#### 年末調整時に注意すること

##### ・配偶者特別控除について

所得税の扶養親族、控除対象配偶者の基準は先に述べたとおりですが、年末調整時に注意したいのが、配偶者の【所得】が38万を超えても、控除の対象からすぐには外されないということです。それが配偶者特別控除です。

配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額が38万円超～76万円未満の方が対象となります。控除額はその所得に合わせ減ってはいきませんが、忘れずに申告しましょう。所得が38万円までの方は「扶養控除等(異動)申告書」に記入し、所得が38万超～76万未満の方は「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」に記載します。

(配偶者特別控除は給与所得者(申告書を提出する方)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外です)

##### ・扶養控除の見直しが行われました

平成22年度の税制改正により、平成23年より扶養控除の見直しが行われました。

- ① 年齢16歳未満の扶養親族(=年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い扶養控除の対象が年齢16歳以上の扶養親族とすることとされました。
- ② 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の金額は38万円とすることとされました。これに伴い特定扶養親族の範囲が19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

※扶養控除の見直しにより「扶養控除等(異動)申告書」の様式が変わっています。

<http://www.okakeiei.jp/shosiki.htm> 当事務所のホームページにも書式がございます。